

(別紙)

○豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（令和2年7月1日付け  
2 消安第1567号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第3 大規模所有者の対応計画の策定</p> <p>都道府県は、防疫指針第2-2の2の(4)の大規模所有者に対して対応計画の策定を指導し、その内容を確認するに当たっては、都道府県が策定する動員計画及び調達計画を踏まえるとともに、以下の事項が含まれていることを確認する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>防疫措置の完了(ワクチン接種区域の農場においては、防疫指針第7-2の8(1)の②に定めるものをいい、ワクチン非接種区域の農場においては、防疫指針第9の3(1)の①に定めるものをいう。以下同じ。)</u>までに必要な農場内で防疫作業に当たる人員</p> <p>3 <u>防疫措置の完了</u>までに必要な農場内で使用する資材</p> <p>4 (略)</p>	<p>第3 大規模所有者の対応計画の策定</p> <p>都道府県は、防疫指針第2-2の2の(4)の大規模所有者に対して対応計画の策定を指導し、その内容を確認するに当たっては、都道府県が策定する動員計画及び調達計画を踏まえるとともに、以下の事項が含まれていることを確認する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防疫措置完了までに必要な農場内で防疫作業に当たる人員</p> <p>3 防疫措置完了までに必要な農場内で使用する資材</p> <p>4 (略)</p>
<p>第5 化製処理施設利用に係る合意について</p> <p>都道府県は、化製処理施設の利用を計画している豚等の所有者に対して、その所在地を管轄する都道府県、市町村と調整し、以下に掲げる事項を含めた防疫計画を策定の上、<u>化製処理施設</u>の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等</p>	<p>第5 化製処理施設利用に係る合意について</p> <p>都道府県は、化製処理施設の利用を計画している豚等の所有者に対して、その所在地を管轄する都道府県、市町村と調整し、以下に掲げる事項を含めた防疫計画を策定の上、<u>化製処理</u>の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行</p>

を行う。

1～5 (略)

#### 第7 抗体保有状況調査

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定に基づく種畜検査が実施される豚以外の豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）について実施する抗体保有状況調査は、以下を参考に年間の調査頭数を計画し、定期的に調査を実施する。

1・2 (略)

3 採材を行う豚等の頭数の決定に当たっては、各家畜保健衛生所が管轄する区域内の農場等豚等を飼養している施設の戸数に応じて家畜保健衛生所ごとに抽出戸数を定め、1施設当たり少なくとも30頭（各畜舎から少なくとも5頭）を無作為に抽出する。ただし、30頭以下の飼養規模の施設の場合には、全頭を採材の対象とする。

4 (略)

#### 第15 登録飼養衛生管理者及び認定農場の要件

##### 1 認定農場の要件

都道府県知事は、以下の要件を満たすと判断した農場を認定農場（防疫指針第3-2の1の（3）の②の認定農場をいう。以下同じ。）として認定することができる。認定した場合は、その旨を農場宛て通知する。

（1）飼養衛生管理基準の遵守

う。

1～5 (略)

#### 第7 抗体保有状況調査

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定に基づく種畜検査が実施される豚以外の豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）について実施する抗体保有状況調査は、以下を参考に年間の調査頭数を計画し、定期的に調査を実施する。

1・2 (略)

3 採材を行う豚等の頭数の決定に当たっては、各家畜保健衛生所が管轄する区域内の農場等豚等を飼養している施設の戸数に応じて家畜保健衛生所ごとに抽出戸数を定め、1施設当たり少なくとも30頭（各豚舎から少なくとも5頭）を無作為に抽出する。ただし、30頭以下の飼養規模の施設の場合には、全頭を採材の対象とする。

4 (略)

#### 第15 登録飼養衛生管理者及び認定農場の要件

（新設）

飼養衛生管理基準を遵守している農場であり、かつ、家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと。

## (2) ワクチン管理体制

豚熱ワクチンの適時適切な接種及び防疫指針第3-2の2の(5)の厳格な管理に係る2の作業手順書を作成し、防疫指針第3-2及び留意事項15から33まで(留意事項17、19、22及び23を除く。)において認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制となつていると認められること。

## 2 作業手順書の作成及び適切な実施

認定を受けようとする農場は、次に掲げる事項について記載した作業手順書を作成し、農場に備え付ける。作成に当たっては、防疫指針第3-2及び留意事項15から33まで(留意事項17、19、22及び23を除く。)を参考とする。登録飼養衛生管理者は、当該作業手順書に従って作業する。

(1) 登録飼養衛生管理者の研修への参加に関すること

(2) ワクチン接種計画の作成及び提出の手続に関すること

(3) ワクチンの保管及び使用に係る手順の詳細に関すること

(4) ワクチン接種豚台帳の作成、記録及び接種実績の報告の手続に関すること

(5) ワクチンの使用数量等の管理に係る手順の詳細及び手続に関すること

(6) その他必要な事項

## 3 登録飼養衛生管理者の要件

(新設)

## 1 登録飼養衛生管理者の要件

都道府県知事は、都道府県が行う研修会に参加し修了することに加え、以下の要件を満たすと判断した認定農場の飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）を、登録飼養衛生管理者（防疫指針第3-2の1の（3）の②の登録飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）として登録することができる。なお、登録のためには研修会に参加の上、修了する必要がある。研修会については、別紙2「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱」に基づき実施すること。

（1）適時性

家畜防疫員及び知事認定獣医師（以下留意事項33までにおいて「家畜防疫員等」という。）と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること。

（2）（略）

（削る。）

都道府県知事は、都道府県が行う研修会を修了するなどにより以下の要件を満たすと判断した飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）を、登録飼養衛生管理者（防疫指針第3-2の1の（3）の②の登録飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）として登録することができる。なお、登録のためには研修会に参加の上、修了する必要がある。研修会については、別紙2「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱」に基づき実施すること。

（1）適時性

家畜防疫員及び知事認定獣医師（以下留意事項35までにおいて「家畜防疫員等」という。）と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること。

（2）（略）

2 認定農場の要件

都道府県知事は、以下の要件を満たすと判断した農場を認定農場（防疫指針第3-2の1の（3）の②の認定農場をいう。以下同じ。）として認定することができる。認定した場合は、その旨を農場宛て通知する。

（1）飼養衛生管理基準の遵守

飼養衛生管理基準を遵守している農場であり、かつ、家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと。

（2）ワクチン管理体制

(削る。)

第18 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成  
都道府県は、ワクチン接種プログラムを作成する場合は、次

豚熱ワクチンの適時適切な接種及び防疫指針第3-2の2の(5)の厳格な管理に係る3の作業手順書を作成し、防疫指針第3-2及び留意事項15から35まで(留意事項17、19、22、23を除く。)において認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制となっておりと認められること。

3 作業手順書の作成及び適切な実施

認定を受けようとする農場は、次に掲げる事項について記載した作業手順書を作成し、農場に備え付ける。作成に当たっては、防疫指針第3-2及び留意事項15から35まで(留意事項17、19、22、23を除く。)を参考とする。登録飼養衛生管理者は、当該作業手順書に従って作業する。

(1) 登録飼養衛生管理者の研修への参加に関すること。

(2) ワクチン接種計画の作成及び提出の手続に関すること

。

(3) ワクチンの保管及び使用に係る手順の詳細に関すること

。

(4) ワクチン接種豚台帳の作成、記録及び接種実績の報告の手続に関すること。

(5) ワクチンの使用数量等の管理に係る手順の詳細及び手続に関すること。

(6) その他必要な事項。

第18 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成  
都道府県は、ワクチン接種プログラムを作成する場合は、次

の内容を踏まえて別記様式 3-1 及び 3-2 により作成する。  
また、当該プログラムは少なくとも 1 年ごとに更新し、動物衛生課の確認を受ける。

1 ワクチン接種区域の範囲及び当該接種区域の設定の考え方

ワクチン接種区域（法第 6 条第 2 項において準用する法第 5 条第 2 項に基づき都道府県知事が設定する、接種命令を実施する区域並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行う区域をいう。以下同じ。）は、防疫指針第 3-2 のワクチン接種プログラムの対象区域となるが、ワクチン接種区域とワクチン非接種区域（ワクチン接種区域以外の区域をいう。以下同じ。）が混在しないよう面的に接種するよう設定し、野生いのししの感染が認められる都道府県内の一部をワクチン接種区域として設定する場合、豚等の飼養密度が高い地域を分断する区域の設定を行うことは避け、ワクチン接種区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

2・3 （略）

4 接種区域内における農場のワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用を含む。）

農場ごとの接種予定が明らかになるよう計画し、新たに出生した豚等へのワクチン接種は、ワクチンの用法・用量及びその参考事項に原則として従い計画的に実施するものとする。従事する家畜防疫員の人数については、都道府県内及び他都道府県への依頼ごとに区分し、明示するものとする。知事認定獣医師

の内容を踏まえて別記様式 3-1 及び 3-2 により作成する。  
また、当該プログラムは少なくとも 1 年ごとに更新し、動物衛生課の確認を受ける。

1 接種区域の範囲及び当該接種区域の設定の考え方

接種区域は、防疫指針第 3-2 のワクチン接種プログラムの対象区域となるが、当該対象区域については、接種区域と非接種区域が混在しないよう面的に接種するよう設定し、野生いのししの感染が認められる都道府県内の一部を接種区域として設定する場合、豚等の飼養密度が高い地域を分断する区域の設定を行うことは避け、対象区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

2・3 （略）

4 接種区域内における農場のワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用を含む。）

農場ごとの接種予定が明らかになるよう計画し、新たに出生した豚等へのワクチン接種は、ワクチンの用法・用量及びその参考事項に従い計画的に実施するものとする。従事する家畜防疫員の人数については、都道府県内及び他都道府県への依頼ごとに区分し、明示するものとする。知事認定獣医師の人数につ

の人数については、個人数又は組織数（所属獣医師数）を明示する。登録飼養衛生管理者については、総人数とともに、認定農場数を明示する。

また、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者においては、その氏名又は名称、接種対象農場、接種対象頭数及び接種に必要なワクチン数量を確認する。

#### 5 接種後の標識の方法

接種豚等については、農場内では台帳で把握することで差し支えない。なお、ワクチン非接種区域の農場等で接種豚等を確認した場合には、当該豚等を確認した者は、直ちに、家畜保健衛生所に連絡し、連絡を受けた家畜保健衛生所は、当該豚等の導入の経緯等を確認するとともに、防疫指針第3-1の2の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合として、当該豚等を監視対象として対応する。

#### 6 接種農場の出荷先となると畜場

ワクチン接種区域を定めるに当たっては、都道府県はあらかじめ、当該区域内における飼養頭数、飼養農場の豚等の移動先（出荷農場及び出荷先のと畜場）の把握を行うこととする。

いては、個人数又は組織数（所属獣医師数）を明示する。登録飼養衛生管理者については、総人数とともに、認定農場数を明示する。

また、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者においては、その氏名又は名称、接種対象農場、接種対象頭数及び接種に必要なワクチン数量を確認する。

#### 5 接種後の標識の方法

接種豚等については、農場内では台帳で把握することで差し支えないが、農場から接種区域外のと畜場に移動する際には、法第7条及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第13条に基づき（知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者にあつては、同条の規定の例により）、英字の「V」を接種豚等の背中に記すこととされており、これを確実に実施する。なお、接種区域外の農場等で接種豚等を確認した場合には、当該豚等を確認した者は、直ちに、家畜保健衛生所に連絡し、連絡を受けた家畜保健衛生所は、当該豚等の導入の経緯等を確認するとともに、防疫指針第3-1の2の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合として、当該豚等を監視対象として対応する。

#### 6 接種農場の出荷先となると畜場

接種区域を定めるに当たっては、都道府県はあらかじめ、当該接種区域内における飼養頭数、飼養農場の豚等の移動先（出荷農場、出荷先のと畜場）の把握を行うこととする。その際、接種区域内の豚等の移動先に、接種区域外のと畜場が含まれる場合には、出荷元となる都道府県は、と畜場の所在する都道府

7 (略)

8 ワクチン接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制  
家畜防疫員等及び登録飼養衛生管理者がワクチン接種の際に  
確認する遵守事項、豚等の移動等に際して確認する遵守事項の  
内容等について明示する。さらに知事認定獣医師による適切な  
接種及びワクチンの厳格な管理が行われない場合には法第6条  
の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣  
医師若しくは登録飼養衛生管理者による接種を行うこと、登録  
飼養衛生管理者による適切な接種及びワクチンの厳格な管理が  
行われない場合には法第6条の接種命令に基づく家畜防疫員に  
よる接種又は知事認定獣医師による接種を行うことを明示する  
。

9 (略)

第19 知事認定獣医師に対する法第50条に基づくワクチン使用許可  
の要件

1 都道府県知事は、知事認定獣医師に対して以下の要件を満た  
すと判断した場合、法第50条に基づくワクチン使用を許可する  
ことができる。

(1) ・ (2) (略)

(3) ワクチン接種後にワクチン接種プログラムに基づきワクチ  
ン接種豚等に標識を行う。

(4) ・ (5) (略)

県に交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

7 (略)

8 接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制  
家畜防疫員等及び登録飼養衛生管理者がワクチン接種の際に  
確認する遵守事項、豚等の移動等に際して確認する遵守事項の  
内容等について明示する。さらに知事認定獣医師による適切な  
接種及びワクチンの厳格な管理が行われない場合には法第6条  
の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣  
医師による接種を行うこと、登録飼養衛生管理者による適切な  
接種及びワクチンの厳格な管理が行われない場合には法第6条  
の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師  
による接種を行うことを明示する。

9 (略)

第19 知事認定獣医師に対する法第50条に基づくワクチン使用許可  
の要件

1 都道府県知事は、知事認定獣医師に対して以下の要件を満た  
すと判断した場合、法第50条に基づくワクチン使用を許可する  
ことができる。

(1) ・ (2) (略)

(3) ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングすると  
もに、当該豚等を接種区域外のと畜場に移動する場合には、  
法第7条の規定の例により標識を付すこと。

(4) ・ (5) (略)

2 (略)

第20 認定農場に所属する登録飼養衛生管理者に対する法第50条に基づくワクチン使用許可の要件

1 都道府県知事は、認定農場に所属する登録飼養衛生管理者に対して、以下の要件を満たすと判断した場合、法第50条に基づくワクチン使用を許可することができる。

(1) (略)

(2) 登録飼養衛生管理者が次の事項を遵守していること。

①～⑤ (略)

⑥ ワクチン接種後にワクチン接種プログラムに基づきワクチン接種豚等に標識を行う。

(3)・(4) (略)

(5) 原則として、少なくとも年1回は免疫付与状況確認検査を受けること。

2 都道府県は、認定農場における1の要件の遵守状況を確認するため、原則として、次の事項を定期的実施するものとする。なお、都道府県知事は、ワクチン接種の実施状況について、必要に応じ、認定農場に対して法第52条に基づく報告を求めることとする。

(1)・(2) (略)

(削る。)

2 (略)

第20 認定農場に所属する登録飼養衛生管理者に対する法第50条に基づくワクチン使用許可の要件

1 都道府県知事は、認定農場に所属する登録飼養衛生管理者に対して、以下の要件を満たすと判断した場合、法第50条に基づくワクチン使用を許可することができる。

(1) (略)

(2) 登録飼養衛生管理者が次の事項を遵守していること。

①～⑤ (略)

⑥ ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を接種区域外のと畜場に移動する場合には、法第7条の規定の例により標識を付すこと。

(3)・(4) (略)

(新設)

2 都道府県は、認定農場における1の要件の遵守状況を確認するため、原則として、次の事項を定期的実施するものとする。なお、都道府県知事は、ワクチン接種の実施状況について、必要に応じ、認定農場に対して法第52条に基づく報告を求めることとする。

(1)・(2) (略)

(3) 少なくとも年1回は免疫付与状況確認検査を実施すること。

第22 ワクチン接種推奨地域の見直し及び都道府県によるワクチン接種区域の設定の見直し

都道府県によるワクチン接種区域の設定の見直しは、農林水産省により設定されるワクチン接種推奨地域が、当該都道府県の中で拡大若しくは縮小した場合又は当該都道府県がワクチン接種推奨地域から外れた場合に適用される。

第23 試験研究用の豚等について

都道府県は、ワクチン接種区域内に所在する施設のうち、畜産の用に供される豚等と隔離されることが明らかなものとして試験計画等から次の要件を満たしていることを確認し、別記様式4及び試験計画等を添えて動物衛生課に報告の上、ワクチンの接種対象から除外することができる。

- 1 当該施設は、原則として試験、研究用の豚等のみを飼養しており、他の用途の豚等を飼養していないこと。

第22 接種推奨地域の見直し及び都道府県による接種区域の設定の見直し

都道府県による接種区域の設定の見直しは、農林水産省により設定されるワクチン接種推奨地域が、当該都道府県の一部に限られた場合又は当該都道府県がワクチン接種推奨地域から外れた場合に適用される。

第23 高度な隔離・監視下にある豚等の要件について

都道府県は、接種区域内に所在する施設のうち、次の要件を満たしている場合は、動物衛生課と協議の上で、高度な隔離・監視下にある豚等として、ワクチンの接種対象から除外することができる。

なお、当該施設は試験・研究用に供する豚等のみを生産しており、当該施設から試験・研究用の施設以外に豚等が移動しないことを確認することとする。

- 1 施設及び衛生管理の要件

都道府県は、当該施設及び衛生管理について、動物衛生課と連携し、原則として、当該施設に立ち入り、また、書面及び画像等により状況を確認すること。

- (1) 主な施設の要件

- ① フィルターを備えた空調・換気設備が整備され、閉鎖系の施設であること。
    - ② 豚等を飼養している区域が周囲より陽圧の環境であること。
    - ③ 資材、器具等を搬入する際に使用するパスボックスが整

備されていること。

- ④ 豚等の飼養場所及び豚舎間を移動する際には、外部と接触しない構造・体制となっており、人・資材・野生動物等による病原体の侵入防止対策を徹底していること。
- ⑤ 施設の出入口に車両消毒設備が整備されていること。
- ⑥ シャワー室が整備されていること。
- ⑦ 豚等の死体の処理施設（焼却施設や保管庫を含む。）が整備されていること。
- ⑧ 糞尿処理施設（堆肥舎を含む。）が整備されていること。
- ⑨ 当該施設専用の資材・重機等が整備されていること。
- ⑩ 導入豚等の隔離施設が整備されていること（導入がない場合を除く。）。
- ⑪ 施設のバイオセキュリティが維持されるよう、施設の定期的な点検及び必要に応じた補修を実施し、これらの実施内容が記録・保管されていること。

#### (2) 主な飼養衛生管理等の要件

- ① 試験・研究用の豚等のみを飼養しており、他の用途の豚等を飼養していないこと。
- ② 施設への入退場の手順、豚等を飼養している区域への入退室の手順、物品搬入時の手順等について、それぞれ標準作業手順書（SOP）を作成し、従業員の遵守・指導が適切に実施されていること。また、それら作業について記録されていること。
- ③ 施設内に入る者は専用の作業服、長靴、資材等を使用し

2 当該施設から試験・研究用の施設以外に豚等が移動しないこと。

ていること。

- ④ 関係者以外の者が衛生管理区域に侵入しないこと。
- ⑤ 施設内への入退場について、シャワーイン・シャワーアウトが徹底されていること。
- ⑥ 飼養に携わる者（管理者を含む。）が他の豚等を飼養する施設に立ち入っていないこと。
- ⑦ 飼料の供給の際、飼料会社の従業員等が衛生管理区域に直接侵入しないこと。
- ⑧ 飼料について、滅菌されていること又は病原体が含まれていないことが確認されていること。
- ⑨ 豚等に給与する水は、消毒されていること又は病原体が含まれないことが確認されていること。
- ⑩ 豚等の死体は、専用施設で適切に処理され、同居豚等や野生動物と接触しないことが確認されていること。
- ⑪ 糞尿が、専用の施設で適切に処理され、野生動物との接触がないことが確認されていること。
- ⑫ 接種区域からの豚等の導入がされていないこと（接種区域内の高度な隔離・監視下にある豚等を除く。）。

2 定期的な検査の要件

飼養されている豚等における豚熱ウイルスの感染の有無について定期的にモニタリング検査し、その結果について記録・保管していること。

(1) 検査方法

3か月に1回、臨床検査、遺伝子検出検査及びエライザ検査を実施する。

3 施設への入退場の手順、豚等を飼養している区域への入退室の手順、物品搬入時の手順等について、それぞれ標準作業手順書（SOP）を作成し、従業員の遵守・指導が適切に実施されていること。また、それらの作業について記録されていること

4 施設内に入る者は専用の作業服、長靴、資材等を使用してい

(2) 検体及び検体数

検体は血清とする。

検体数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発できる頭数として、少なくとも30頭以上（ただし、各豚舎から5頭以上を無作為に抽出すること。）とする。

3 確認事項

ワクチンの接種対象から除外された豚等を接種区域内に移動させる場合には、移動元の施設は、移動先の施設において、以下の厳格な交差汚染防止対策が実施されていることを確認する

(1) 移動先の施設が、試験・研究用の豚等のみを飼養しており、他の用途の豚等を飼養していないこと。

(2) 移動先の施設に豚等を搬入する際に、車両消毒等の交差汚染防止対策が徹底されていること。

(3) 移動先の施設で利用した豚等は、焼却等によりウイルスが完全に死滅されていること。

(4) 焼却後の残さは医療用廃棄物又は産業廃棄物として処理され、豚の飼料等にならないよう適切に処理されていること。

(5) 原則として、移動先の施設での飼養期間が3か月未満であること。

(6) (1) から (5) まで、移動先の施設の所在する都道府県の確認を経て、当該都道府県から動物衛生課に協議済みであること。

(新設)

ること。

- 5 施設の出入口に車両消毒設備が整備され、車両消毒等の交差汚染防止対策が徹底されていること。
- 6 施設内で豚等の飼養場所及び畜舎間を移動する際には、外部と接触しない構造・体制となっており、人・資材・野生動物等による病原体の侵入防止対策が徹底されていること。
- 7 豚等の死体は適切に処理され、野生動物と接触がないこと。
- 8 糞尿は適切に処理され、野生動物と接触がないこと。
- 9 豚等が移動する場合には、1から8までについて、移動先の施設の所在する当該都道府県の確認を経ること。また、ワクチン非接種区域に豚等が移動する場合には、遺伝子検出検査により陰性を確認すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

#### 第24 豚熱ワクチンの用法・用量について

豚熱ワクチンは用法・用量及びその参考事項に原則として従い使用すること。

また、繁殖の用に供している又は供する予定である豚（種雄豚を含む。）等6か月以上飼養する豚等については、初回接種から6か月後に補強接種、補強接種後は1年ごとに接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大4回とすることが推奨されている。

なお、移行抗体の影響を踏まえワクチンを接種しなかった哺乳豚は、当該哺乳豚の母豚を除くその他のワクチン接種豚等との接触を避け、次のワクチン接種の際に、必ず接種すること。

#### 第24 豚熱ワクチンの用法・用量について

豚熱ワクチンは用法・用量及びその参考事項に従い使用すること。

また、繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む。）等6か月以上飼養する豚等については、初回接種から6か月後に補強接種、補強接種後は1年ごとに接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大4回とすることが推奨されている。

なお、移行抗体の影響を踏まえワクチンを接種しなかった哺乳豚は、当該哺乳豚の母豚を除くその他のワクチン接種豚等との接触を避け、次のワクチン接種の際に、必ず接種すること。

第25 初回接種の例外について

1 ワクチン接種の除外について

初回接種においてワクチン接種農場に次に掲げる豚等がいる場合は、ワクチンの接種対象から除くことができる。

(1) (略)

(2) 哺乳豚

2 (略)

第26 ワクチン接種時の豚等の健康状態の確認等

1 家畜防疫員等及び登録飼養衛生管理者は、ワクチン接種時に接種対象となる豚等の健康状態を確認し実施する。

2 家畜防疫員等は、ワクチン接種農場に対し、当該農場に立ち入った家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等の畜産関係車両に対し消毒を徹底するよう指導する。

第27 ワクチンの管理

1 (略)

2 家畜防疫員にあっては、接種時に用いた注射針やシリンジ等の資材、ワクチンの容器及び開封済みワクチンを接種後全て回収し、家畜保健衛生所に持ち帰り消毒、焼却等により適切に処理を行う。

3 知事認定獣医師にあっては、ワクチン使用数量の把握及び記

第25 初回接種の例外について

1 ワクチン接種の除外について

初回接種においてワクチン接種農場に次に掲げる豚等がいる場合は、ワクチンの接種対象から除くことができる。

(1) (略)

(2) 哺乳豚(ただし、動物衛生課と協議の上、接種できるものとする。)

2 (略)

第26 ワクチン接種時の豚等の健康状態の確認等

1 家畜防疫員等及び登録飼養衛生管理者は、ワクチン接種時に接種対象となる豚の健康状態を確認し実施する。

2 家畜防疫員等は、ワクチン接種農場に対し、当該農場に立ち入った家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両等の畜産関係車両に対し消毒を徹底するよう指導する。

第27 ワクチン等の管理

1 (略)

2 家畜防疫員にあっては、接種時に用いた注射針やシリンジ等の資材及びワクチンの容器を接種後全て回収し、家畜保健衛生所に持ち帰り消毒、焼却等により適切に処理を行う。開封済みワクチン等にあっては、消毒、焼却等により適切に処理を行う。

3 知事認定獣医師にあっては、ワクチン使用数量の把握及び記

録を確実に行うとともに、定期的に都道府県にその数量を報告する。また、接種時に用いた資材、ワクチンの容器及び開封済みワクチンについては適切に処理することが可能である場所に持ち帰り、消毒、焼却等により適切に処理を行う。都道府県は、知事認定獣医師からの報告等により、知事認定獣医師が使用したワクチン数量を確実に把握する。

- 4 登録飼養衛生管理者にあつては、作業手順書に基づいて、ワクチン使用数量の把握及び記録を確実に行うとともに、定期的に都道府県にその数量を報告する。また、接種時に用いた資材、ワクチンの容器及び開封済みワクチンについては適切に処理することが可能である場所に持ち込み、消毒、焼却等により適切に処理を行う。都道府県は、認定農場からの報告等により、認定農場が使用したワクチン数量を確実に把握する。

#### 第29 ワクチン接種区域内の豚等の移動

ワクチン接種区域内において、他の農場へ豚等を移動させる場合は、出荷前日に出荷予定豚等の臨床症状を確認するとともに、移動先の農場では、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。ワクチン非接種区域のと畜場への生きた豚等の出荷は、原則として甚大な自然災害の発生時等やむを得ない場合のみに限り、都道府県が動物衛生課と協議の上、実施するものとする。

#### 第30 ワクチン非接種区域への豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷

録を確実に行うとともに、定期的に都道府県にその数量を報告する。また、接種時に用いた資材及びワクチンの容器については適切に処理することが可能である場所に持ち帰り、消毒、焼却等により適切に処理を行う。都道府県は、使用済みのワクチンの確認、知事認定獣医師からの報告等により、知事認定獣医師が使用したワクチン数量を確実に把握する。

- 4 登録飼養衛生管理者にあつては、作業手順書に基づいて、ワクチン使用数量の把握及び記録を確実に行うとともに、定期的に都道府県にその数量を報告する。また、接種時に用いた資材については適切に処理することが可能である場所に持ち込み、消毒、焼却等により適切に処理を行うとともに、使用したワクチンの容器を、消毒を実施の上で都道府県に返却する。都道府県は、使用済みのワクチンの確認、認定農場からの報告等により、認定農場が使用したワクチン数量を確実に把握する。

#### 第29 接種区域内の豚等の移動

接種区域内において、他の農場へ豚等を移動させる場合は、出荷前日に出荷予定豚等の臨床症状を確認するとともに、移動先の農場では、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。

#### 第30 接種区域外への豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料

料、飼料及び家畜飼養器具の移動

- 1 ワクチン非接種区域への焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）、敷料、飼料及び家畜飼養器具のワクチン非接種区域の焼却施設等その他必要な施設への移動に当たっては、以下の事項に留意し行うものとし、接種農場が所在する都道府県は、これらの措置が講じられることを確認した上で、移動を認めることとする。また、当該措置が講じられていることを定期的に確認する。

(1) (略)

- (2) ワクチン非接種区域の焼却施設等その他必要な施設においては、これを行う施設において、次の措置を講ずる。

①・② (略)

- 2 なお、堆肥の完熟処理等により60℃、30分以上の加熱処理等が行われた排せつ物等は、当該農場における交差汚染防止対策の実施が確認されることを条件に、当該農場からワクチン非接種区域への持ち出しを行うことができる。

### 第31 接種農場の免疫付与状況確認検査

#### 1 検査の目的及び実施体制

- (1) 都道府県は、エライザ検査と中和試験の相関を把握の上、抽出によるエライザ検査によりワクチン接種農場における繁殖豚（繁殖の用に供されている又は供される予定であり、概ね半年以上の間隔で複数回ワクチン接種されており、かつ、2回目のワクチン接種日から20日以上経過したも

及び家畜飼養器具の移動

- 1 接種区域外への焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）、敷料、飼料及び家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設等その他必要な施設への移動に当たっては、以下の事項に留意し行うものとし、接種農場が所在する都道府県は、これらの措置が講じられることを確認した上で、移動を認めることとする。また、当該措置が講じられていることを定期的に確認する。

(1) (略)

- (2) 接種区域外の焼却施設等その他必要な施設においては、これを行う施設において、次の措置を講ずる。

①・② (略)

- 2 なお、堆肥の完熟処理等により60℃、30分以上の加熱処理等が行われた排せつ物等は、当該農場における交差汚染防止対策の実施が確認されることを条件に、当該農場から接種区域外への持ち出しを行うことができる。

### 第31 接種農場の免疫付与状況確認検査

#### 1 検査の目的及び実施体制

- (1) 都道府県は、エライザ検査と中和試験の相関を把握の上、抽出によるエライザ検査によりワクチン接種農場における母豚の中和抗体価の推移を把握することで、肥育豚の接種適齢期を検討するとともに、適期での確実な接種を確認することを目的として、ワクチン接種後少なくとも40日以

のをいう。以下同じ。)の中和抗体価の推移を把握することで、肥育豚(家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。)第21条の5に規定される非商用家畜に該当しない豚等であって、繁殖豚以外の豚等をいう。以下同じ。)の接種適齢期を検討するとともに、適期での確実な接種を確認することを目的として、ワクチン接種後少なくとも40日以上経過した個体(より正確に接種適齢期を検討する場合には、ワクチン接種後90日以上経過した個体)を対象に、原則として、初回接種後に1回目、その後は1年ごとに抗体検査(原則としてエライザ検査)を実施する。

(2) (略)

(削る。)

## 2 検査対象及び検査方法等

検査対象とする農場の戸数は、原則として、各都道府県内のワクチン接種農場(豚等を6頭以上飼養するものに限る。かつ、肥育豚については一貫農場に限る。)を対象に、繁殖豚及び肥育豚それぞれについて、下表を参考に抽出する。各検査回の検査対象及び検査法については以下(1)～(3)のとおり実施する。家畜防疫員等は、臨床検査により飼養されている豚等の健康状態を確認するとともに、原則として、農場当たり少なくとも30頭(原則として、各畜舎から5頭以上。以下本項において同じ。)を無作為に抽出し、血液・血清を採取する。なお、

上経過した個体(より正確に接種適齢期を検討する場合には、ワクチン接種後90日以上経過した個体)を対象に、原則として、初回接種後に1回目、その後は1年ごとに抗体検査(原則としてエライザ検査)を実施する。

(2) (略)

(3) また、野外ウイルスの侵入状況を確認するため、当該農場において豚等に豚熱を疑う異状が確認された場合は、遺伝子検出検査を実施する。

## 2 検査対象及び検査方法等

検査対象とする農場の戸数は、原則として、各都道府県内のワクチン接種農場(豚等を6頭以上飼養するものに限る。かつ、肥育豚については一貫農場に限る。)を対象に、母豚及び肥育豚それぞれについて、下表を参考に抽出する。各検査回の検査対象及び検査法については以下(1)～(3)のとおり実施する。家畜防疫員等は、臨床検査により飼養されている豚等の健康状態を確認するとともに、原則として、農場当たり少なくとも30頭(原則として、各豚舎から5頭以上。以下本項において同じ。)を無作為に抽出し、血液・血清を採取する。なお、

、抽出に当たっては、都道府県内の戸数、農場における飼養頭数規模、免疫付与状況等を勘案し、都道府県が必要と判断する農場及び検査対象を抽出して差し支えない。

- (1) 接種後1回目検査：繁殖豚を飼養する全ての農場においてエライザ検査を行う。そのうち、下表に示す戸数の農場においては中和試験も併せて実施する。
- (2) 2回目検査：初回接種後の繁殖豚から生産された肥育豚について、全ての農場においてエライザ検査を実施する。また、繁殖豚を飼養する農場について、1回目の補強接種後40日以上経過した個体を対象に、下表に示す戸数の農場において、原則としてエライザ検査を実施する。
- (3) 3回目検査以降：繁殖豚及び肥育豚について、それぞれ下表に示す戸数の農場において、原則としてエライザ検査を実施する。同一の農場において繁殖豚及び肥育豚の検査を行う場合には、それぞれ少なくとも30頭（と畜場で採材した検体でも可能とする。）を抽出する。

母集団	標本数
1～15戸	全戸
16～20戸	16戸
21～40戸	21戸
41～100戸	25戸
101戸以上	30戸

- 3 免疫付与状況確認検査結果の取扱いについて  
免疫付与状況確認検査の結果を踏まえた追加のワクチン接種等の方針は、以下のとおりとする。なお、エライザ検査が陰性

抽出に当たっては、都道府県内の戸数、農場における飼養頭数規模、免疫付与状況等を勘案し、都道府県が必要と判断する農場及び検査対象を抽出して差し支えない。

- (1) 接種後1回目検査：母豚を飼養する全ての農場においてエライザ検査を行う。そのうち、下表に示す戸数の農場においては中和試験も併せて実施する。
- (2) 2回目検査：初回接種後の母豚から生産された肥育豚について、全ての農場においてエライザ検査を実施する。また、母豚を飼養する農場について、1回目の補強接種後40日以上経過した個体を対象に、下表に示す戸数の農場において、原則としてエライザ検査を実施する。
- (3) 3回目検査以降：母豚及び肥育豚について、それぞれ下表に示す戸数の農場において、原則としてエライザ検査を実施する。同一の農場において母豚及び肥育豚の検査を行う場合には、それぞれ少なくとも30頭（と畜場で採材した検体でも可能とする。）を抽出する。

母集団	標本数
1～15戸	全戸
16～20戸	16戸
21～40戸	21戸
41～100戸	25戸
101戸以上	30戸

- 3 免疫付与状況確認検査結果の取扱いについて  
過去の免疫付与状況調査の結果等を考慮し、免疫付与状況確認検査の結果を踏まえた追加のワクチン接種等の方針は、以下

の場合でも、中和試験が陽性となることがあることから、エライザ検査による抗体陽性率が低い場合などには、エライザ検査が陰性の検体について、可能な限り中和試験を実施する。中和抗体価1倍以上を陽性と判定する。

(1) 1の検査において、農場の抗体陽性率が80%以上である場合は、群として十分に免疫付与されていると判断する。ただし、この際、抗体陽性率が80%に満たない畜舎又は接種群（以下「畜舎群」という。）が確認された場合は、原則として当該畜舎群全頭にワクチンの追加接種を行う。

(2) 1の検査において、農場の抗体陽性率が80%に満たない場合は、豚等全頭の追加接種を行う又は詳細な免疫付与状況確認検査により抗体保有率が低い群を特定し、追加接種を行う。

(3) 1の検査において、抗体陰性の繁殖豚が確認された場合は、当該繁殖豚に対して追加接種を行う。

(4) (1) 又は (2) において抗体陽性率が80%に満たない場合は、繁殖豚の中和抗体価の分布等を踏まえ、繁殖豚の免疫付与状況が変化すると考えられるまでの期間について、現に飼養されている豚等に加え、その後、免疫付与状況が変化するまでの間に新たに出生する子豚に対しても追加接種を行うことができる。ただし、繁殖豚の中和抗体価の分布等の改善がみられたときには、追加接種を終了する。

(5) (1) ~ (4) に示す追加接種のほか、都道府県が必要と

のとおりとする。なお、エライザ検査が陰性の場合でも、中和試験が陽性となることがあることから、エライザ検査による抗体陽性率が低い場合などには、エライザ検査が陰性の検体について、可能な限り中和試験を実施する。中和抗体価1倍以上を陽性と判定する。

(1) 1の検査において、農場の抗体陽性率が80%以上である場合は、群として十分に免疫付与されていると判断する。ただし、この際、抗体陽性率が80%に満たない豚舎又は接種群（以下「豚舎群」という。）が確認された場合は、動物衛生課と協議の上、原則として当該豚舎群全頭にワクチンの追加接種を行う。

(2) 1の検査において、農場の抗体陽性率が80%に満たない場合は、動物衛生課と協議の上、豚等全頭の追加接種を行う又は詳細な免疫付与状況確認検査により抗体保有率が低い群を特定し、追加接種を行う。

(新設)

(3) (1) 又は (2) において抗体陽性率が80%に満たない場合は、母豚の中和抗体価の分布等を踏まえ、母豚の免疫付与状況が変化すると考えられるまでの期間について、一括して動物衛生課と協議することで差し支えない。

(新設)

認められた豚等に対して、動物衛生課と協議の上、追加接種を行うことができる。

(6) (1)～(5)に示す追加接種を行う場合、肥育豚にあつては、と畜場への出荷時期を踏まえて追加接種を行う。

(7) (1)～(5)に示す追加接種を行った場合、接種後少なくとも1年以内に追加接種を行った農場の飼養状況等に係る情報、追加接種前後の免疫付与状況確認検査の結果等を別記様式5により動物衛生課に報告すること。

4 (略)

(削る。)

(4) (1)～(3)に示す追加接種を行う場合、肥育豚にあつては、と畜場への出荷時期を踏まえて追加接種を行う。

(新設)

4 (略)

第32 ワクチン接種豚等のと畜場又は他の農場への出荷の際の確認等

1 接種農場の豚等をと畜場へ出荷する場合又は接種区域内の他の農場へ移動させる場合は、管理獣医師や所有者による臨床症状の確認を行い、豚等に豚熱を疑う異状が確認された場合には、体温測定を行った上、速やかに都道府県に連絡を行う。連絡を受けた都道府県は、当該農場へ立入検査を行い、当該豚等の臨床検査、体温測定を行うとともに、必要な材料を採取し、以下の検査を実施する。

(1) 血液検査(白血球数測定)

(2) 遺伝子検出検査

2 豚等の移動時には、原則として次の措置を講じる。

(1) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

(2) 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。

(3) 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に入らない

### 第32 と畜場における交差汚染防止対策の実施

防疫指針第3-2の7により、接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場は、以下に留意し交差汚染防止対策を実施すること。また、当該と畜場が所在する都道府県はと畜場で講じている措置を確認の上、当該と畜場を利用する車両の運転手その他の関係者にも同様に周知の徹底を図ること。

また、交差汚染防止対策が講じられていることの確認は、ワクチン接種プログラムが少なくとも1年ごとに更新されることを踏まえ、少なくとも1年に1回は、都道府県が確認することとし、当該確認に関する記録を保管する。さらに、出荷元となる農場の所在する都道府県から当該と畜場の交差汚染防止対策が講じられている確認の要請があった場合には、記録に基づき日時、確認者等の確認の実施に関する内容について、書面等により回答する。

1～4 (略)

#### 5 衛生管理マニュアルの策定及び適切な実施

衛生管理マニュアルは、1から4までの管理が適切に行われることについて定められており、従業員が当該マニュアルに従って作業し、交差汚染防止対策が講じられていることをと畜場

(4) 他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

(5) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(6) 移動経過を記録し、保管する。

### 第33 と畜場における交差汚染防止対策の実施

防疫指針第3-2の7により、接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場は、以下に留意し交差汚染防止対策を実施すること。また、当該と畜場が所在する都道府県はと畜場で講じている措置を確認の上、当該と畜場を利用する車両の運転手その他の関係者にも同様に周知の徹底を図ること。

また、交差汚染防止対策が講じられていることの確認は、ワクチン接種プログラムが少なくとも1年ごとに更新されることを踏まえ、少なくとも1年に1回は、都道府県が確認することとし、当該確認に関する記録を保管する。さらに、出荷元となる農場の所在する都道府県から当該と畜場の交差汚染防止対策が講じられている確認の要請があった場合には、記録に基づき日時、確認者等の確認の実施に関する内容について、書面等により回答する。

1～4 (略)

#### 5 衛生管理マニュアルの策定及び適切な実施

衛生管理マニュアルは、1から4の管理が適切に行われることについて定められており、従業員が当該マニュアルに従って作業し、交差汚染防止対策が講じられていることをと畜場の管

の管理者等が確認し、記録を行うこと。

6 (略)

(削る。)

#### 第33 ワクチン接種実績の報告

都道府県知事は、法第12条の2に基づき農林水産省にワクチン接種の実施状況を報告するとともに、都道府県は、以下の内容については、1年ごとにとりまとめ、別記様式6により翌年度の4月15日までに動物衛生課宛て報告する。なお、必要に応じ、動物衛生課は追加の報告を求める場合がある。

1・2 (略)

#### 第34 異常豚の届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課は、豚等の所有者、獣医師等から、臨床検査により第4の2の(3)に掲げる症状が認められた豚等(以下「異常豚」という。)を発見した旨の届出を受けた場合には、別記様式7により、動物衛生課に報告する。なお、報告に当たっては、確認が取れた事項から報告することとし、確認に

理者等が確認し、記録を行うこと。

6 (略)

#### 第34 接種区域において豚熱が発生した場合の制限区域の設定について

接種区域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合、及び接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合は、制限区域は設定しない。ただし、防疫指針第9の1及び第20の1で設定する制限区域の範囲内に非接種区域が含まれる場合には、当該非接種区域に対して設定する。

#### 第35 ワクチン接種実績の報告

都道府県知事は、法第12条の2に基づき農林水産省にワクチン接種の実施状況を報告するとともに、都道府県は、以下の内容については、1年ごとにとりまとめ、別記様式4により翌年度の4月15日までに動物衛生課宛て報告する。なお、必要に応じ、動物衛生課は追加の報告を求める場合がある。

1・2 (略)

#### 第36 異常豚の届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課は、豚等の所有者、獣医師等から、臨床検査により第4の2の(3)に掲げる症状が認められた豚等(以下「異常豚」という。)を発見した旨の届出を受けた場合には、別記様式5により、動物衛生課に報告する。なお、報告に当たっては、確認が取れた事項から報告することとし、確認に

時間を要する事項については、確認が取れ次第報告すること。

第35 (略)

第36 都道府県が行う指導に関する事項

1 豚等の所有者から届出があった場合

豚等の所有者に対して、以下を指導すること。

(1) ~ (4) (略)

(5) 異常豚及び当該異常豚の精液等(精液、受精卵等の生産物をいう。以下同じ。)、排せつ物等、敷料等は、他の豚等と接触することがないようにすること。

2 獣医師から届出があった場合

届出を行った獣医師に対して、以下を指導すること。

(1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、豚等の所有者に対して1の(1)から(5)までの豚熱ウイルスの拡散防止に関する指導をすること。

(2) ~ (4) (略)

(5) ワクチン非接種区域において、豚熱と判明した場合には、異常豚を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、豚等の飼養施設(当該農場を除く。)に立ち入らないこと。

3 家畜市場から届出があった場合

家畜市場の責任者等に対して、以下を指導すること。

(1) 豚等の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に異常豚が発見されたこと等について出入りする関係者に情報提供すること。

時間を要する事項については、確認が取れ次第報告すること。

第37 (略)

第38 都道府県が行う指導に関する事項

1 豚等の所有者から届出があった場合

(1) ~ (4) (略)

(5) 異常豚及び当該異常豚の精液等の生産物、排せつ物等、敷料等は、他の豚等と接触することがないようにすること。

2 獣医師から届出があった場合

(1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、1の(1)から(5)までの豚熱ウイルスの拡散防止に関する指導をすること。

(2) ~ (4) (略)

(5) 豚熱と判明した場合には、異常豚を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、豚等の飼養施設(当該農場を除く。)に立ち入らないこと。

3 家畜市場から届出があった場合

(1) 豚等の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。

(2)～(4) (略)

(5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、1の(1)から(5)までの豚熱ウイルス拡散防止に関する指導を行うこと。

(6)～(8) (略)

4 と畜場から届出があった場合

と畜場の責任者等に対して、以下を指導すること。

(1) 異常豚及びこれと同一の農場から出荷された豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に入出入りする関係者に異常豚が発見されたこと等について情報提供すること。

(2) (略)

(3) 従業員等(異常豚の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。(4)において同じ。)が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

(4) (略)

(5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの豚熱ウイルス拡散防止に関すること。

(6)・(7) (略)

第37・第38 (略)

第39 異常豚飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県畜産主務課は、当該農場に関する疫学情報について

(2)～(4) (略)

(5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの指導を行うこと。

(6)～(8) (略)

4 と畜場から届出があった場合

(1) 異常豚及びこれと同一の農場から出荷された豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に入出入りする関係者に情報提供すること。

(2) (略)

(3) 従業員等(異常豚の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下(4)において同じ。)が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

(4) (略)

(5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの指導を行うこと。

(6)・(7) (略)

第39・第40 (略)

第41 異常豚飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県畜産主務課は、当該農場に関する疫学情報について

、別記様式8により動物衛生課宛てに報告する。

第40 陽性判定がなされた場合に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定がなされた場合に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、仮設テントの設営場所及び資材置場として活用可能な場所、殺処分作業の動線等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定がなされた場合に備えた準備として講じた措置の内容については、それぞれの項目ごとに情報を整理し、順次、速やかに動物衛生課に電子メール等により報告すること。特に、他機関との調整を要する、国や他の都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告すること。

第41 (略)

第42 検体の送付

動物衛生研究部門に検体を送付する際には、規則第56条の25に基づき、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。なお、病性鑑定依頼書 (別記様式9) は、電子メールにより提出すること。

第43 (略)

、別記様式6により動物衛生課宛てに報告する。

第42 陽性判定がなされた場合に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定がなされた場合に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、仮設テントの設営場所及び資材置場として活用可能な場所等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定がなされた場合に備えた準備として講じた措置の内容については、それぞれの項目ごとに情報を整理し、順次、速やかに動物衛生課にファクシミリ又は電子メールにより報告すること。特に、他機関との調整を要する、国や他の都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告すること。

第43 (略)

第44 検体の送付

動物衛生研究部門に検体を送付する際には、規則第56条の25に基づき、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。なお、病性鑑定依頼書 (別記様式7) は、電子メールにより提出すること。

第45 (略)

第44 防疫指針第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査における遺伝子検出検査で陽性が確認された場合にワクチン由来と判断するための要件

ワクチン接種農場について、防疫指針第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査において、遺伝子検出検査で陽性が確認された場合、都道府県は、以下の事項を確認した上で、豚熱ワクチンに由来するものかどうかを総合的に判断する。

1 (略)

2 病性鑑定対象の豚等

(1) ワクチン接種から概ね30日以内の個体であること

(2) 遺伝子検出検査の結果、扁桃、脾臓又は腎臓のみが陽性であり、血清又は血液では陰性が確認されること

(3) (2)の陽性となった検体について、Ct値が概ね30以上であること

(4) エライザ検査で抗体産生状況を確認していること

3 同居する豚等

(1) 血液検査の結果、白血球数が概ね1万個/ $\mu$ l以上であること

(2)・(3) (略)

4 都道府県は、豚熱ワクチン由来と判断できない場合には、当該農場の疫学情報、1から3までの検査結果等を動物衛生課に報告する。

5 動物衛生課は、検査結果等を確認した上で、必要に応じて、

第46 防疫指針第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査における遺伝子検出検査で陽性が確認された場合にワクチン由来と判断するための要件

ワクチン接種農場について、防疫指針第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査において、遺伝子検出検査で陽性が確認された場合、動物衛生課は、以下の事項を確認した上で、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、豚熱ワクチンに由来するものかどうかを判断する。

1 (略)

2 病性鑑定対象の豚等

(1) ワクチン接種からおおむね30日以内の個体であること

(2) 遺伝子検出検査の結果、扁桃、脾臓又は腎臓のみが陽性であり、血清では陰性が確認されること

(新設)

(3) エライザ検査で抗体産生状況を確認していること

3 同居する豚等

(1) 血液検査の結果、白血球数が1万個/ $\mu$ l以上であること

(2)・(3) (略)

(新設)

(新設)

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会  
(以下「小委」という。)の委員等の専門家の意見を踏まえ、  
豚熱ワクチンに由来するものかどうかを判断する。

第45 (略)

第46 アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法  
アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法につ  
いては、規則第56条の25に基づき、以下のとおり、病原体拡散  
防止の観点から適切に輸送・運搬すること。なお、病性鑑定依  
頼書(別記様式9)は、電子メールにより提出すること。

1・2 (略)

第47 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の  
農場の飼養管理を行っている場合における協議

発生時の家畜防疫員の立入検査で、飼養管理者が管理する全  
ての農場において、病性判定日から遡って10日目から現在まで  
の間に、畜舎又は衛生管理区域内への入場時にシャワーイン(  
農場間を移動する際の自宅等での入浴を含む。)が行われてお  
り、かつ、眼鏡等の身につけているものが消毒されていること  
が確認された場合、都道府県は、防疫指針第5の2の(2)の  
③の豚等について、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外  
できる。

(削る。)

第47 (略)

第48 アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法  
アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法につ  
いては、規則第56条の25に基づき、以下のとおり、病原体拡散  
防止の観点から適切に輸送・運搬すること。なお、病性鑑定依  
頼書(別記様式7)は、電子メールにより提出すること。

1・2 (略)

第49 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の  
農場の飼養管理を行っている場合における協議

家畜防疫員が次の措置が全て講じられていることを確認した  
場合は、都道府県は、防疫指針第5の2の(2)の③の豚等に  
ついて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外できる。

1 本病感染の否定

(1) 発生農場で直接の飼養管理を行った飼養管理者(以下「

(削る。)

飼養管理者」という。)が直接の飼養管理を行っている全ての農場(発生農場を除く。)における全畜舎において、豚熱を疑う症状が確認されていないこと。

(2) 全ての豚等が、患畜又は疑似患畜と過去10日間接触していないこと。

## 2 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

家畜防疫員が発生時の立入検査を行う際に、飼養管理者が管理する全ての農場において、飼養衛生管理基準が厳格に遵守され、かつ、発生予防措置を強化する事項として次について取り組まれていることが確認できること。

(1) 衛生管理区域が明確に設定されており、従業員を含む全ての農場来場者が記録されており、かつ、その記録が保存されていること。

(2) 全畜舎において、網目の隙間が2 cm以下の防鳥ネット又はこれと同等の効果を有すると認められる設備が整備され、野鳥等の野生動物が畜舎へ侵入しないための対策が徹底されていること。

(3) 定期的に農場内の点検を行い、畜舎の破損部及び隙間並びに排気管からねずみ等の野生動物が畜舎へ侵入しないための対策が徹底されていること。

(4) 野生いのししの生息区域に所在する農場においては、衛生管理区域内に野生いのししが侵入しないよう設置した防護柵等の定期的な点検を行い、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所が修繕されていること。

(5) 農場において使用される作業着、長靴等が当該農場専用

(削る。)

第48～第51 (略)

第52 都道府県対策本部

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じ、発生農場等にお

であり、他農場へ持ち出されていないこと。

(6) 農場に入退場する畜産関係車両が消毒設備により消毒されていること。

3 その他発生予防・まん延防止対策の実施

飼養管理者が管理する全ての農場において、病性判定日から遡って10日目から現在までの間に次の措置がとられていたことが、発生時の家畜防疫員の立入検査で確認できる場合

(1) 畜舎又は衛生管理区域内への入場時にシャワーイン（農場間を移動する際の自宅等での入浴を含む。）が行われており、かつ、眼鏡等の身につけているものを消毒する措置がとられていること。

(2) 飼養管理等に関連する器材及び車両が専用で、定期的に洗浄・消毒されており、作業動線が他の農場と交わらないこと。

(3) 敷地内に食肉処理施設が設置されている場合、車両消毒装置が整備され、敷地内へ入退場する車両の消毒が徹底されていること。

第50～第53 (略)

第54 都道府県対策本部

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じて、発生農場等に

ける課題を早期に解決し、防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置し、当該都道府県職員のうち迅速な防疫措置について判断できる者等を常時配置すること。

この際、都道府県が実施する防疫措置に協力するため、農林水産省から現地対策本部に連絡員を派遣する場合がある。

2 (略)

#### 第53 報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式10により行うこと。

第54・第55 (略)

#### 第56 発生農場における防疫措置の実施に関する事項

1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。

2 (略)

3 都道府県は、大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備、周辺の環境（周辺農場数、豚等の飼養密度等）等を考慮の上、防疫指針第5の2の患畜又は初発の疑似患畜が確認された畜舎及びその周辺畜舎で飼養されている豚等、臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う等迅速

における課題を早期に解決し、防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置し、当該都道府県職員のうち迅速な防疫措置について判断できる者等を常時配置すること。

この際、都道府県が実施する防疫措置に協力するため、農林水産省から現地対策本部に連絡員を派遣する場合がある。

2 (略)

#### 第55 報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式8により行うこと。

第56・第57 (略)

#### 第58 発生農場における防疫措置の実施に関する事項

1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。

2 (略)

3 都道府県は、大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備、周辺の環境（周辺農場数、豚等の飼養密度等）等を考慮の上、防疫指針第5の2の患畜又は初発の疑似患畜が確認された豚舎及びその周辺豚舎で飼養されている豚等、臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う等迅速

な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施すること。

4 (略)

5 感染経路の究明のために行う検体の採材に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備等に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。特に、検体数については、1 畜舎当たり10頭以上を目安とするが、調査項目の重要性を鑑み、可能な限り多頭数を無作為に採材すること。

第57 (略)

第58 と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式11により作成すること。

第59 (略)

第60 24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚飼養農場で1,000から2,000頭程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置

な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施すること。

4 (略)

5 感染経路の究明のために行う検体の採材に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備等に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。特に、検体数については、1 豚舎当たり10頭以上を目安とするが、調査項目の重要性を鑑み、可能な限り多頭数を無作為に採材すること。

第59 (略)

第60 と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式9により作成すること。

第61 (略)

第62 24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚飼養農場で1,000から2,000頭程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置

、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫措置に必要な獣医師を含む人員及び資材の確保、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めるとともに、大規模農場においてと殺が必要となった場合には、留意事項56の優先順位付けに基づき実施すること。

#### 第61 (略)

#### 第62 死体の処理の完了について

患畜又は疑似患畜の死体の処理については、以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第7-1の2の死体の処理が完了したとみなす。

1・2 (略)

#### 第63 汚染物品の処理について

以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第7-1の3の(1)の汚染物品の処理が完了したとみなす。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場

、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫措置に必要な獣医師を含む人員及び資材の確保、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めるとともに、大規模農場においてと殺が必要となった場合には、留意事項58の優先順位付けに基づき実施すること。

#### 第63 (略)

#### 第64 死体の処理の完了について

患畜又は疑似患畜の死体の処理については、以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第7の2の死体の処理が完了したとみなす。

1・2 (略)

#### 第65 汚染物品の処理について

以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第7の3の(1)の汚染物品の処理が完了したとみなす。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

合は、この限りでない。

1～3 (略)

第64 (略)

第65 と畜場等における発生時の防疫措置について

と畜場、家畜市場等において異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第7-1の1から4までに準じた防疫措置を講じること。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）におけると殺についても検討すること。

また、防疫指針第7-1の4に準じると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応が必要となる。このことから、必要に応じて、公衆衛生部局に家畜衛生部局とと畜場との連絡調整に係る協力を求め、地域で連携して、円滑に実施すること。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1回以上実施すること。

第66 (略)

第67 殺処分の範囲について

1 基本方針

患畜確認後、都道府県が殺処分すべき旨を命じる疑似患畜は、原則として以下のとおりとし、発生農場における豚等の飼養

1～3 (略)

第66 (略)

第67 と畜場等における発生時の防疫措置について

と畜場、家畜市場等において異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第7の1から4までに準じた防疫措置を講じること。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）におけると殺についても検討すること。

また、防疫指針第7の4に準じると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応が必要となる。このことから、必要に応じて、公衆衛生部局に家畜衛生部局とと畜場との連絡調整に係る協力を求め、地域で連携して、円滑に実施すること。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1回以上実施すること。

第68 (略)

(新設)

状況やワクチン接種状況を踏まえ、動物衛生課と協議の上、殺処分命令を行う対象を決定する。

(1) ワクチンによる免疫が成立していない豚等

患畜の病性等判定日時点においてワクチン未接種の豚等、ワクチンの初回接種後20日を経過していない豚等及び発育不良の豚等

(2) 特定症状（防疫指針第4の2の（3）のいずれかの症状をいう。以下同じ。）など、豚熱感染が疑われる症状を呈しており、遺伝子検出検査で陽性が確認された豚等

以下の症状（①の症状を除く。）について、直近概ね1週間前の状況と比較し、遺伝子検出検査等の実施を判断する。

①の症状が認められた豚等については、直近の状況に関わらず、認められた時点で遺伝子検出検査等を実施する。

① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。

② 摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退

③ 便秘、下痢

④ 結膜炎（目やに）

⑤ 歩行困難、後肢麻痺、けいれん

⑥ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

⑦ その他家畜防疫員が豚熱を疑う症状

(3) その他家畜防疫員が豚熱のまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚等

法第17条の趣旨に鑑み、ワクチン接種の状況や家畜の飼養状況等を総合的に勘案してまん延を防止するため殺処分が必

要と考えられる豚等に限定すること。

## 2 例外的な対応が必要な場合

### (1) 発生農場が適切にワクチン接種を実施していない場合

都道府県の指示に従って適切にワクチン接種を実施していないと都道府県が認めた場合には、原則として、繁殖豚を含む全ての豚等について殺処分を行うものとする。

### (2) 感染が限局していない場合

防疫指針第7-2の2の(2)の拡散状況確認検査において、感染が限局しておらず、患畜確認時点で既に農場内にウイルスが広範囲に浸潤していると考えられる場合には、原則として、繁殖豚を除く全ての豚等について殺処分を行うものとする。

## 3 殺処分対象から除外された繁殖豚から生まれた子豚の取扱い

患畜確認後、新たに生まれた豚等は、防疫措置の完了までの間は疑似患畜として殺処分対象とし、これ以降に生まれた豚等は、異状が生じていない限り、疑似患畜とはしない。都道府県は、防疫措置の完了以降に出生した豚等についても、防疫指針第7-2の8に基づく監視プログラムを適用し、毎日の健康観察等、監視を徹底するとともに、患畜が確認された時に殺処分されなかった豚等（繁殖豚を除く。）との隔離を徹底するよう指導する。

## 第68 発生農場における接種状況の確認及び感染の限局について

### 1 適切にワクチン接種が実施されていることの確認

都道府県は、発生農場において、豚熱ワクチンの適時適切な

(新設)

接種が実施されていることを確認するとともに、防疫指針第3-2の2の(5)の厳格な管理に係る留意事項15の2の作業手順書を作成し、防疫指針第3-2及び留意事項15から33まで(留意事項17、19、22及び23を除く。)において、認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等が遵守されていることを確認する。

都道府県は、当該農場において、上記事項が実施されていないほか、ワクチン接種プログラムに基づく接種と認められない場合には、都道府県の指示に従って適切にワクチン接種が実施されていないものと判断する。

## 2 感染の限局について

患畜又は防疫指針第7-2の2の(1)の②に該当する豚等が確認された畜舎数が、原則として、発生農場の全畜舎数の半数未満の場合には、当該農場では本病の発生が限局していると判断する。

### 第69 殺処分命令書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付する殺処分命令書は、別記様式12を参考に作成すること。

(新設)

### 第70 拡散状況確認検査を実施する際の留意点について

#### 1 臨床検査の実施について

当該農場で飼養されている全ての豚等(殺処分を命令された豚等を除く。)について、豚熱を疑う症状がないか、発育不良に陥っている豚等がないか確認する。確認に当たっては、豚

(新設)

等の所有者、飼養衛生管理者、担当獣医師等から発生前の臨床所見等の聞き取りを行うとともに、異状を呈し遺伝子検出検査を行う豚等については、当該豚等をスプレーでマークする、隔離する等の措置により、遺伝子検出検査が陽性となったときに確実に個体の識別ができるようにする。

## 2 血液検査及び遺伝子検出検査の対象頭数

原則として、1の臨床検査で異状を呈している全ての豚等を検査対象とする。対象頭数が各畜舎に5頭以上いる場合には、まずは各畜舎少なくとも5頭検査するものとし、遺伝子検出検査で陽性が確認されない限り、全ての異常豚について検査を行うものとする。遺伝子検出検査で陽性となった豚等が飼養される畜舎においては、未検査の豚等を殺処分の対象とする場合に限り、当該豚等について検査を省略することができる。なお、検査の実施に当たっては、別紙1「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

## 第71 拡散状況確認検査の陰性の判断基準

(新設)

都道府県は、次のいずれかに該当する豚等を、拡散状況確認検査陰性の豚等と判断する。

- 1 臨床検査において豚熱感染を疑う症状が認められなかった豚等
- 2 臨床検査において豚熱感染を疑う症状が認められたが、遺伝子検出検査で陰性が確認された豚等

## 第72 発育不良に陥った豚等の判断

(新設)

発育不良に陥っている豚等とは、当該農場における同様の日齢の豚等と比して、体重や体高の増加が明らかに遅れている豚等をいう。発育不良に陥っている豚等の判断に当たっては、豚等の所有者、飼養衛生管理者又は担当獣医師からこれまでの飼養状況等を聞くことができる。

第73 殺処分命令時の期限設定について

(新設)

殺処分命令の期限の設定に当たっては、概ね1週間程度とし、頭数が多く、1週間程度で実施できない場合には、1日当たり概ね300頭程度殺処分を実施することを目安に適切な期限を設定するものとする。

第74 殺処分の対象としなかった豚等の死体の処理

(新設)

殺処分の対象としなかった豚等が防疫措置の終了までに死亡した場合、その死体は、汚染物品として防疫指針第7-2の4に基づき処理する。防疫措置が終了した後に豚熱以外の事由により死亡したことが明らかな場合、その死体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等に基づき、適切に処理する。

第75 畜舎等の消毒について

(新設)

都道府県は、患畜及び疑似患畜が確認された農場の豚等の所有者に対し、畜舎等の消毒の実施に当たり、患畜及び疑似患畜が所在していた畜房については空房とするよう、あらかじめ指示すること。また、同様に殺処分対象から除外された繁殖豚か

ら生まれた子豚がワクチン免疫を付与されるまでの間に飼養されると見込まれる畜舎等について、原則として空舎とするよう、あらかじめ指示すること。

第76 ワクチンの緊急接種の実施について

(新設)

都道府県は、発生農場においてワクチンの緊急接種の対象が認められたときには、動物衛生課と協議の上、殺処分、死体等の処理及び畜舎等の消毒の完了を待たずに速やかに対象となる豚等に接種を行うこととし、接種に当たっては、少なくとも畜房ごとの注射針の交換を徹底すること。

なお、ワクチンの緊急接種の予定日から20日以内にワクチンを接種している豚等はワクチンの緊急接種の対象外とする。

第77 制限の対象外

(新設)

1 と畜場への生きた豚等の出荷

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、防疫措置の完了後に、と畜場（ワクチン接種区域内のと畜場に限り。）へ出荷適期を迎えた以降の豚等を移動させることができる。

(1) 所有者は、原則1か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に報告すること。

(2) 管理獣医師又は所有者は、原則として、出荷前の1週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日に出荷予定の豚等の全頭に対して改めて臨床症状を確認すること。そ

の結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。

(3) 家畜保健衛生所は、(2)の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。

(4) (3)で出荷豚群の複数頭で40℃以上の発熱が認められる等豚熱が否定できない場合があれば、家畜防疫員は農場に立ち入り、採材し、精密検査(血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査(エライザ法))を実施すること。また、必要に応じ、検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動物衛生研究部門に送付すること。

(5) (3)で異状がなければ、所有者に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。

(6) 出荷先のと畜場が所在する家畜保健衛生所は、当該と畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止及びまん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

## 2 他の農場への生きた豚等の移動

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、他の農場(ワクチン接種区域内の農場に限る。)へ豚等を移動させることができる。

(1) 所有者は、原則1か月間の移動計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。

(2) 移動させようとする豚等がワクチン接種後20日を経過しており、移動先の農場に、原則としてワクチン接種後20日を経過していない豚等が飼養されていないこと。

(3) 都道府県外に移動する場合は、受入れ都道府県に確実に

連絡すること。

(4) 管理獣医師又は所有者は、原則として、移動前の1週間程度経時的に臨床症状を確認した後、移動前日に改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。

(5) 家畜保健衛生所は、(4)の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。

(6) (5)で移動豚群の複数頭で40℃以上の発熱が認められる等豚熱が否定できない場合があれば、農場に立ち入り、採材し、精密検査(血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査(エライザ法))を実施すること。また、必要に応じて、検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動物衛生研究部門に送付すること。

(7) (5)で異状がなければ、所有者に対して移動を許可する旨の連絡をすること。

(8) 移動先の農場に監視プログラムを適用すること。

### 3 他の農場への精液等の移動

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、他の農場(ワクチン接種区域内の農場に限る。)へ精液等を移動させ、使用することができる。

(1) 精液等を保管する場合は、保管場所において、区分管理(汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。)が実施されていること。区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まないこと。また、作業で使用す

る道具・機材についても、確実に消毒又は滅菌されたものを使用すること。

(2) 都道府県外に移動する場合は、受入れ都道府県に確実に連絡すること。

(3) 精液については、原則として、採精後の当該豚等について、移動予定日から遡って3日以内に異状の有無、血清抗体検査（エライザ法等）によりワクチン免疫が付与されていること等を確認の上、血液の遺伝子検出検査を実施し陰性が確認されていること。また、検査結果が判明するまでは移動させないこと。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性が確認されていること。

(4) 受精卵については、原則として、採卵後、当該豚等について異状の有無等を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性が確認されていること。

#### 4 他の施設への豚等の死体等の移動

飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを家畜防疫員が確認した監視プログラム適用農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に、焼却施設等その他必要な施設（ワクチン接種区域内の施設に限る。）に豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具（以下本項において「死体等」という。）を移動させることができる。ただし、これは、当該農場において講じ得る全ての対応を実施してもなお、当該死体等を移動させなければ豚等

の飼養の継続が困難になる場合等に限るものとし、特に死体については、移動先を他の農場と交差するおそれがない又は少ない産業廃棄物処理施設とするよう努めること。

(1) 移動する際の措置

- ① 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。
- ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。
- ④ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。
- ⑤ 複数の農場を経由しないこと。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
- ⑦ 移動日を記録し、保管すること。

(2) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置

- ① 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。
- ② 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。
- ③ 死体等の投入完了後は、直ちに、施設等出入口から死

体等投入場所までの経路を消毒する。

- ④ 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

#### 第78 と畜場における交差汚染防止対策

(新設)

監視プログラム適用農場からの出荷先となると畜場は、以下に留意し交差汚染防止対策を実施すること。また、当該と畜場が所在する都道府県はと畜場で講じている措置を確認の上、当該と畜場を利用する車両の運転手その他の関係者にも同様に周知の徹底を図ること。

また、交差汚染防止対策が講じられていることの確認は、少なくとも1年に1回は、都道府県が確認することとし、当該確認に関する記録を保管する。さらに、出荷元となる農場の所在する都道府県から当該と畜場の交差汚染防止対策が講じられている確認の要請があった場合には、記録に基づき日時、確認者等の確認の実施に関する内容について、書面等により回答する

。なお、適切な交差汚染防止対策が講じられている場合には、と畜場におけるウイルスの拡散は防止されることから、と畜場は、監視プログラム適用農場であるという理由だけで当該農場からの肥育豚等の搬入を拒んではならない。

#### 1 車両消毒設備の整備

と畜場の出入口及び消毒を実施する場所には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等

が整備されており、各車両の消毒が徹底されていることを確認すること。

## 2 生体受入れ施設の区別

生体受入れ施設は施設内の他の場所と明確に区別され、生体の搬入場所の清掃・消毒は、生体の搬入前後に必ず実施すること。

## 3 定期的な清掃・消毒の実施

(1) 原則として、監視プログラム適用農場から搬入する車両が、監視プログラム非適用農場から搬入する車両と動線が交差しないこと。また、牛など他の家畜を含む荷下ろし等の作業において、作業員が原因となった車両の交差汚染が生じないように、作業員の動線についても注意すること。なお、施設の構造等によりやむを得ず、荷下ろし等の作業において交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、車両及び作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒することとし、その対策について、5に掲げる衛生管理マニュアルに記載すること。

(2) 監視プログラム適用農場からの出荷豚等を搬入した車両の敷料等の積載物は、消石灰と混合する等消毒を行う又は可能な限り監視プログラム非適用農場のものと区別する等其他の車両等の汚染源とならないよう適切に処理・管理し、積載物を下ろした後は荷台を含め車両全体を洗浄・消毒し、当該消毒を実施する場所についても、適宜、洗浄・消毒すること。

## 4 車両の出入り時の消毒の徹底

と畜場内へ入退場する監視プログラム適用農場から搬入する車両はもとより、監視プログラム非適用農場から搬入する車両や肉等を搬出する車両等を含めた全ての車両について、入場時及び交差汚染の可能性がある場所での作業終了後に車両の消毒を徹底すること。また、と畜場からの退出時の消毒の徹底を図ること。

#### 5 衛生管理マニュアルの策定及び適切な実施

衛生管理マニュアルは、1から4までの管理が適切に行われることについて定められており、従業員が当該マニュアルに従って作業し、交差汚染防止対策が講じられていることをと畜場の管理者等が確認し、記録を行うこと。

#### 6 その他

(1) 車両の運転手かと畜場内において作業する場合には、農場で使用する長靴の使用を避け、専用の長靴を使用すること。また、作業後、直ちに長靴等を洗浄・消毒し、と畜場外では使用しないよう指導すること。

(2) 監視プログラム適用農場からの豚の受入れ専用日時を設定することが有効であることから、原則として専用日時を設定し、調整すること。

### 第79 監視プログラム適用農場に対する報告徴求等について

1 都道府県は、監視プログラム適用農場に対して、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ、担当獣医師等と連携して当該農場に立ち入るなど、第三者の視点を活用して、その履行状況を監視すること。

(新設)

- (1) 農場で飼養する全ての豚等に対する毎日の健康観察を徹底するとともに、異状が認められた際は速やかに家畜保健衛生所に届け出ること。
  - (2) 豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。
  - (3) 全ての車両・人の入退場時の消毒を徹底すること。
  - (4) 飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底すること。
  - (5) 獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底すること。
  - (6) 野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあつては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼養場所における飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。
- 2 都道府県は、1に加えて、発生後、監視プログラム適用農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、不遵守事項について、可能な限り早期に遵守されるよう指導すること。特に、いのしし等の野生動物の侵入防止や、分娩舎や離乳舎など、ワクチン免疫が成立していない豚を飼養する場所について重点的に指導すること。

3 法第52条に基づく報告徴求において都道府県が監視プログラム適用農場に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

(1) 特定症状の有無

(2) 死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚等の位置（畜舎名及び畜房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること

(3) 死産した子豚（出生した子豚）の頭数

(4) 分娩した子豚（出生した子豚）の頭数

(5) 異常産した母豚の頭数

(6) 農場から出荷した豚等の頭数

(7) 農場に導入した豚等の頭数

(8) 死亡豚等の同居豚等の臨床所見

第80 監視プログラム適用期間中に疑似患畜が複数回新たに確認された場合の対応について

(新設)

監視プログラム適用農場において殺処分等の防疫措置実施後に疑似患畜が複数回新たに確認された場合には、原則として、当該農場の繁殖豚を除く全ての飼養豚等の殺処分を検討する。

第81 監視プログラム解除検査を実施する際の留意点について  
都道府県は、留意事項70に準じて検査を実施すること。

(新設)

第82 豚等の評価額の算定方法

(新設)

留意事項66に準じる。

第83 ワクチン接種区域において豚熱が発生した場合の制限区域の設定について

ワクチン接種区域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合及び接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合は、原則として、制限区域は設定しない。ただし、防疫指針第9の1で設定する制限区域及び第20の1で設定する移動制限区域の範囲内にワクチン非接種区域が含まれる場合には、ワクチン非接種区域に対して設定する。

第84 制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

- 1 法第52条に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

(1) 特定症状の有無

(2) 死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚等の位置（畜舎名及び畜房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること

(3) ～ (8) (略)

2～8 (略)

(新設)

第69 制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

- 1 法第52条に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

(1) 特定症状（防疫指針第4の2の(3)のいずれかの症状をいう。以下同じ。）の有無

(2) 死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚等の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること

(3) ～ (8) (略)

2～8 (略)

第85 (略)

第86 と畜場へ出荷する農場の要件及び出荷のための遺伝子検出検査の検体数

1・2 (略)

3 出荷当日、出荷予定の畜房の豚の健康観察を行い、健康状態を記録し、保管すること。異状がない場合は、出荷し、死亡、元気消失、うずくまり等、豚の異状があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、必要な検査を受けること。

第87 (略)

第88 制限の対象外となっていることを証明する書類

消毒ポイント等で提示することとなっている、制限の対象外となっている旨を証明する書類は、別記様式13より作成する。

第89～第93 (略)

第94 疫学調査に関する実施項目

豚熱の感染経路をあらゆる面から検証するため、原則として全ての発生事例を対象として、以下を参考に、関係者からの聴取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。

1 (略)

2 調査事項

第70 (略)

第71 と畜場へ出荷する農場の要件及び出荷のための遺伝子検出検査の検体数

1・2 (略)

3 出荷当日、出荷予定の豚房の豚の健康観察を行い、健康状態を記録し、保管すること。異状がない場合は、出荷し、死亡、元気消失、うずくまり等、豚の異状があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、必要な検査を受けること。

第72 (略)

第73 制限の対象外となっていることを証明する書類

消毒ポイント等で提示することとなっている、制限の対象外となっている旨を証明する書類は、別記様式10より作成する。

第74～第78 (略)

第79 疫学調査に関する実施項目

豚熱の感染経路をあらゆる面から検証するため、原則として全ての発生事例を対象として、以下を参考に、関係者からの聴取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。

1 (略)

2 調査事項

(1)・(2) (略)

(3) 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入等の車両や精液等の運搬物資の動き

(4)～(9) (略)

#### 第95 疫学関連家畜を除外するための協議

発生時の家畜防疫員等の疫学検査で、病性判定日から遡って28日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人が、発生農場以外の畜舎又は衛生管理区域内への入場時にシャワーイン（農場間を移動する際の自宅等での入浴を含む。）が行われており、かつ、眼鏡等の身につけているものが消毒されていることが確認された場合、都道府県は、防疫指針第12の1の(2)の④の豚等について、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜から除外できる。

#### 第96 制限の対象外

ワクチン非接種農場において疫学関連家畜が飼養されている場合に講じられる制限の対象外については、以下による。

- 1 と畜場出荷時検査：と畜場に肥育豚を直行する場合  
以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、と畜場へ豚等を移動させることができる。  
(1) (略)  
(2) 管理獣医師又は所有者は、原則として、出荷前の1週間程

(1)・(2) (略)

(3) 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入等の車両や精液及び受精卵等の運搬物資の動き

(4)～(9) (略)

(新設)

#### 第80 制限の対象外

- 1 と畜場出荷時検査：と畜場に肥育豚を直行する場合  
以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、と畜場へ豚等を移動させることができる。  
(1) (略)  
(2) 管理獣医師又は所有者は、原則として、出荷前の1週間程

度経時的に出荷予定豚等全頭の臨床症状を確認した後、出荷前日に改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。

(3) (略)

(4) (3) で出荷豚群の複数頭で40℃以上の発熱が認められる等豚熱が否定できない場合があれば、家畜防疫員は、農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、遺伝子検出検査）を実施すること。また、必要に応じて、検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動物衛生研究部門に送付すること。

(5)・(6) (略)

## 2 他農場への移動時の検査

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、他の農場へ豚等を移動させることができる。

<他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合>

(1)～(4) (略)

<他農場へ精液等を移動する場合>

(1) 保管する場合は、保管場所において、区分管理が実施されていること。

(2) (略)

(3) ① 精液：

原則として、移動予定日から遡って3日以内に、採精後、当該豚について異状の有無等を確認の上、血液の遺伝子検出検査を実施し陰性が確認されていること

度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に出荷予定の豚全頭の体温を測定するとともに改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。

(3) (略)

(4) (3) で出荷豚群の複数頭で40℃以上の発熱が認められる等豚熱が否定できない場合があれば、農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、遺伝子検出検査）を実施すること。また、必要に応じて、検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動物衛生研究部門に送付すること。

(5)・(6) (略)

## 2 他農場への移動時の検査

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、他の農場へ豚等を移動させることができる。

<他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合>

(1)～(4) (略)

<他農場へ精液及び受精卵を移動する場合>

(1) 保管する場合は、保管場所において、区分管理 (※) が実施されていること。

(2) (略)

(3) ① 精液：

原則として、採精後、当該豚について異状の有無等を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。また、検査結果が判明するまでは、供給

。また、検査結果が判明するまでは、供給しないこと。  
。なお、検査結果が判明するまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。

ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性が確認されていること。

② 受精卵：

原則として、移動予定日から遡って3日以内に、採卵後、当該豚について異状の有無等を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性が確認されていること。なお、検査結果が判明するまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

3 (略)

第97 疫学関連家畜飼養農場における移動制限解除のための検査

1 (略)

2 1の立入検査時に豚等について、次を確認すること。

(1)・(2) (略)

(3) (1)及び(2)の検査対象とする豚等の頭数は少なくと

しないこと。なお、検査結果が判明するまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。  
。

ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性を確認すること。

② 受精卵：

原則として、採卵後、当該豚について異状の有無等を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査結果が判明するまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。  
。

※区分管理：汚染したあるいは、そのおそれのあるものとの交差がない管理方法のこと。区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まないこと。また、作業で使用する道具・機材についても、確実に消毒又は滅菌されたものを使用すること。

3 (略)

第81 疫学関連家畜飼養農場における移動制限解除のための検査

1 (略)

2 1の立入検査時に豚等について、次を確認すること。

(1)・(2) (略)

(3) (1)及び(2)の検査対象とする豚等の頭数は少なくと

も30頭（95%の信頼度で10%の感染を摘発できる頭数（30頭に満たない場合は全頭）。ただし、各畜舎から少なくとも無作為に5頭）とするが、事前に動物衛生課と協議すること。

第98 発生状況確認検査及び清浄性確認検査における血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査のための採材頭数及び検査方法  
発生状況確認検査及び清浄性確認検査における各種検査のための農場ごとの採材頭数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数として、動物衛生課と協議の上、少なくとも30頭（各畜舎から無作為に少なくとも5頭）とし、畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。採材は、異常豚から行い、そのような豚等が必要頭数認められない場合は、健康な豚等から無作為に採材する。また、検査の実施に当たっては、別紙1「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

第99 （略）

第100 野生いのししにおける感染確認検査等に関する事項

都道府県は、動物衛生課と協議の上、発生農場から半径10km以内の区域において、死亡した野生いのしし又は猟友会等の協力を得て捕獲された野生いのししについて、防疫指針第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けてから、ワクチン非接種区域においては、少なくとも当該発生農場の防疫措置の完了後28日が経過するまでの間、ワクチン接種区域においては、防疫措置の完了後28日が経過するまでの

も30頭（95%の信頼度で10%の感染を摘発できる頭数（30頭に満たない場合は全頭）。ただし、各豚舎から少なくとも無作為に5頭）とするが、事前に動物衛生課と協議すること。

第82 発生状況確認検査及び清浄性確認検査における血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査のための採材頭数及び検査方法  
発生状況確認検査及び清浄性確認検査における各種検査のための農場ごとの採材頭数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数として、動物衛生課と協議の上、少なくとも30頭（各豚舎から無作為に少なくとも5頭）とし、豚舎が複数ある場合は、全ての豚舎から採材すること。採材は、異常豚から行い、そのような豚等が必要頭数認められない場合は、健康な豚等から無作為に採材する。また、検査の実施に当たっては、別紙1「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

第83 （略）

第84 野生いのししにおける感染確認検査等に関する事項

都道府県は、動物衛生課と協議の上、発生農場から半径10km以内の区域において、死亡した野生いのしし又は猟友会等の協力を得て捕獲された野生いのししについて、防疫指針第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けてから少なくとも当該発生農場の防疫措置の完了後28日が経過するまでの間、原則として、遺伝子検出検査を実施する。特に、半径3km以内の区域については採材を積極的に実施する。

間、原則として、遺伝子検出検査を実施する。特に、半径3km以内の区域については採材を積極的に実施する。また、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施する。なお、リアルタイムRT-PCR検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で豚熱が強く疑われる場合には、動物衛生課と必要な検査等の対応について協議する。

都道府県は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししを捕獲した場合には、担当部局に連絡すること及びこれらの野生いのししからの検体の採材に協力することについて依頼する。

なお、予防的ワクチン接種の状況等によっては、実施期間については、動物衛生課と協議の上、短縮することができる。

#### 第101 緊急ワクチン接種用ワクチン受領書及び使用報告書

都道府県は、緊急ワクチン接種用ワクチンを受領した場合には、別記様式14による受領書を発行すること。また、ワクチンの使用が終了した場合には、使用した旨を別記様式15により、農林水産省消費・安全局長に報告する。

#### 第102 緊急ワクチン接種用ワクチンの取扱い等に関する事項

緊急ワクチン接種用ワクチンの取扱い等については、次のとおりとする。

- 1 (略)
- 2 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に原則として従うものとする。また、注射事故があった場合に

また、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施する。なお、リアルタイムRT-PCR検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で豚熱が強く疑われる場合には、動物衛生課と必要な検査等の対応について協議する。

都道府県は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししを捕獲した場合には、担当部局に連絡すること及びこれらの野生いのししからの検体の採材に協力することについて依頼する。

なお、予防的ワクチン接種の状況等によっては、実施期間の「少なくとも当該発生農場の防疫措置の完了後28日が経過するまでの間」については、動物衛生課と協議の上、短縮することができる。

#### 第85 緊急ワクチン接種用ワクチン受領書及び使用報告書

都道府県は、緊急ワクチン接種用ワクチンを受領した場合には、別記様式11による受領書を発行すること。また、ワクチンの使用が終了した場合には、使用した旨を別記様式12により、農林水産省消費・安全局長に報告する。

#### 第86 緊急ワクチン接種用ワクチンの取扱い等に関する事項

緊急ワクチン接種用ワクチンの取扱い等については、次のとおりとする。

- 1 (略)
- 2 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。また、注射事故があった場合には、動物衛

は、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。

3～5 (略)

第103 (略)

第104 ワクチン非接種区域における豚等の再導入に関する事項

ワクチン非接種区域の農場が豚等を再導入する際には、次のとおり対応する。

- 1 モニター豚は、原則として、1 畜舎当たり30頭以上配置するよう指導する。この際、畜舎内で偏りがないう、動物衛生課と協議の上、配置する。
- 2 都道府県は、モニター豚を導入した日から14日を経過した後、全ての畜舎に立ち入り、モニター豚を対象とした臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する。

なお、検査の結果、モニター豚が陽性となった場合においても、本病の発生として扱わない。また、検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター豚の全頭を汚染物品として処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施する。

3・4 (略)

第105 接種区域における豚等の再導入に関する事項

接種区域の農場が豚等を再導入する際には、原則として、ワクチン接種豚等を導入することとし、ワクチン非接種豚等を導入する場合は、導入後、直ちにワクチンを接種することとする。

生課に連絡し、その指示に従うものとする。

3～5 (略)

第87 (略)

第88 接種区域外における豚等の再導入に関する事項

接種区域外の農場が豚等を再導入する際には、次のとおり対応する。

- 1 モニター豚は、原則として、1 豚舎当たり30頭以上配置するよう指導する。この際、豚舎内で偏りがないう、動物衛生課と協議の上、配置する。
- 2 都道府県は、モニター豚を導入した日から14日を経過した後、全ての豚舎に立ち入り、モニター豚を対象とした臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する。

なお、検査の結果、モニター豚が陽性となった場合においても、本病の発生として扱わない。また、検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター豚の全頭を汚染物品として処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施する。

3・4 (略)

第89 接種区域における豚等の再導入に関する事項

接種区域の農場が豚等を再導入する際には、原則として、ワクチン接種豚等を導入することとし、ワクチン非接種豚等を導入する場合は、導入後、直ちにワクチンを接種することとする。

ただし、ワクチン接種豚等では農場内の清浄性を確認できないため、次により環境検査を実施した後、豚等を導入する。

## 1 環境検査の実施方法

### (1) 検査材料の採取場所

- ① 畜舎（畜房、床、餌槽、水槽、柵、換気扇、側溝等）
- ②～④ （略）
- ⑤ 長靴、給餌用・糞出し用一輪車の車輪と取手、豚の畜舎間移動用のカゴ、糞出し用スコップ等の豚の飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

### (2) 検体数

各畜舎10か所（陽性畜舎については、重点的に採材する必要があるため50か所）、その他（堆肥舎等）50か所程度採材する。

(3)～(5) （略）

2・3 （略）

## 第106 検体の送付

留意事項42に準じる。

## 第107・第108 （略）

## 第109 都道府県対策本部

留意事項52に準じる。

## 第110 報道機関への公表

ただし、ワクチン接種豚等では農場内の清浄性を確認できないため、次により環境検査を実施した後、豚等を導入する。

## 1 環境検査の実施方法

### (1) 検査材料の採取場所

- ① 豚舎（豚房、床、餌槽、水槽、柵、換気扇、側溝等）
- ②～④ （略）
- ⑤ 長靴、給餌用・糞出し用一輪車の車輪と取手、豚の豚舎間移動用のカゴ、糞出し用スコップ等の豚の飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

### (2) 検体数

各豚舎10か所（陽性豚舎については、重点的に採材する必要があるため50か所）、その他（堆肥舎等）50か所程度採材する。

(3)～(5) （略）

2・3 （略）

## 第90 検体の送付

留意事項44に準じる。

## 第91・第92 （略）

## 第93 都道府県対策本部

留意事項54に準じる。

## 第94 報道機関への公表

留意事項53に準じる。

第111 報道機関への協力依頼について

留意事項54に準じる。

第112 移動制限区域内における指導事項

1 法第52条の規定に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

(1) (略)

(2) 死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚の位置（畜舎名及び畜房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること

(3)～(8) (略)

2～8 (略)

第113～第120 (略)

第121 留意事項に係る参考資料の作成について

農林水産省消費・安全局動物衛生課長は、防疫指針及び防疫指針本文第25の2に基づき必要に応じて定める留意事項の内容について、家畜の所有者や飼養衛生管理者をはじめとする畜産関係者の理解を広く醸成するため、必要に応じ、参考資料を作成するものとし、その作成及び改廃に当たっては、小

留意事項55に準じる。

第95 報道機関への協力依頼について

留意事項56に準じる。

第96 移動制限区域内における指導事項

1 法第52条の規定に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

(1) (略)

(2) 死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること

(3)～(8) (略)

2～8 (略)

第97～第104 (略)

(新設)



別記様式4

試験研究用の豚等（留意事項23）のワクチン接種対象除外報告書

別記様式4

〇〇県

年 月 日報告

基本情報		
施設名称		
住所		
施設責任者		
ワクチン接種対象からの除外を希望する理由		
要件確認		
確認者	〇〇県畜産衛生所	氏名：
	〇〇県〇〇郡〇〇町	氏名：
要件		適/不適
1	当該施設は、原則として試験、研究用の豚等のみを飼養しており、他の用途の豚等を飼養していないこと。	
2	当該施設から試験・研究用の施設以外に豚等が移動しないこと。	
3	施設への入退場の手続、豚等を飼養している区域への入退室の手続、物品搬入時の手続等について、それぞれ標準作業手続書（SOP）を作成し、従業員への遵守・指導が適切に実施されていること。また、それらの作業について記録されていること。	
4	施設内に入る者は専用の作業服、靴、資材等を使用していること。	
5	施設の出入口に車両消毒設備が整備され、車両消毒等の交差汚染防止対策が実施されていること。	
6	施設内で豚等の飼養場所及び豚舎間を移動する際には、外部と接触しない構造・体制となっており、人・資材・野生動物等による病原体の侵入防止対策が実施されていること。	
7	豚等の死体は適切に処理され、野生動物と接触がないこと。	
8	糞尿は適切に処理され、野生動物と接触がないこと。	
9	豚等が移動する場合には、1から8までについて、移動先の施設が所在する当該都道府県の確認を経ること。また、ワクチン非接種区域に豚が移動する場合には、遺伝子検査により陽性を確認すること。	
※試験・研究の計画が分かる事項及びSOP等の標準作業手続書に使用した書類を添付すること。		

(新設)

別記様式5-1-1

別記様式5-1-1				
留意事項31の3の(1)、(2)に基づき実施した追加接種報告様式① (農場の抗体陽性率もしくは畜舎群の抗体陽性率が80%を満たさずに追加接種した場合)				
〇〇県				
年 月 日報告				
1. 農場概要				
農場名				
住所				
飼養形態	<input type="checkbox"/> 一貫農場 <input type="checkbox"/> 肥育農場 <input type="checkbox"/> 繁殖農場 <input type="checkbox"/> その他 <small>その他の場合は具体的に記入すること。</small>			
農場飼養規模	繁殖豚	:	頭	
	肥育豚	:	頭	
	その他( )	:	頭	
	総飼養頭数	:	頭	
ワクチン接種日齢	日齢			
2. 追加接種の実施内容				
追加接種対象豚群の考え方				
追加接種日	年 月 日			
追加接種頭数	頭			
3. 検査結果				
追加接種対象豚群の考え方に基づき、「豚舎」、「畜舎群」、「農場」等の区分ごとに記載すること。 検査結果の表は必要に応じて、行を追加すること。				
・追加接種実施前(採血日: 年 月 日)				
	区分	検査頭数(頭)	抗体陽性頭数(頭)	抗体陽性率(%)
	農場全体			
・追加接種実施後(採血日: 年 月 日)				
	区分	検査頭数(頭)	抗体陽性頭数(頭)	抗体陽性率(%)
	農場全体			
その他				

(新設)

別記様式5-1-1 (記載例)

別記様式5-1-1 (記載例)			
留意事項3.1.3の(1)、(2)に基づき実施した追加接種報告様式① (農場の抗体陽性率もしくは畜舎群の抗体陽性率が60%を満了せずに追加接種した場合)			
〇〇県 令和8年9月12日報告			
<b>1. 農場概要</b>			
農場名	ABC農場		
住所	〇〇県××市△△1-2-3		
経営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一貫農場 <input type="checkbox"/> 肥育農場 <input type="checkbox"/> 繁殖農場 <input type="checkbox"/> その他 <small>その他の場合は具体的に記入すること。</small>		
農場飼育規模	繁殖豚数 : 150 頭		
	肥育豚数 : 1350 頭		
	その他( ) : 頭		
	総飼育頭数 : 1500 頭		
ワクチン接種日数	30 日数		
<b>2. 追加接種の実施内容</b>			
追加接種対象豚群の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(例1) 肥育豚の抗体陽性率が60%だったことから、農場の肥育豚全頭(ワクチン未接種、ワクチン接種直後、出荷直前の豚を除く)に追加接種を実施した。</li> <li>・(例2) 肥育A豚舎の抗体陽性率が70%だったことから、肥育A豚舎で飼養する豚全頭に追加接種を実施した。</li> <li>・(例3) 2月1日接種の群において、抗体陽性率が67%だったことから、同一接種日の肥育豚全頭に追加接種を実施した。</li> </ul>		
追加接種日	令和8年4月6日		
追加接種頭数	〇〇頭		
<b>3. 検査結果</b>			
追加接種対象豚群の考え方に基づき、「豚舎」、「畜舎群」、「農場」等の区分ごとに記載すること。検査結果の表は必要に応じて、行を追加すること。			
追加接種実施前(例1) (採血日: 令和8年4月1日)			
区分	検査頭数(頭)	抗体陽性頭数(頭)	抗体陽性率(%)
肥育豚	30	18	60
追加接種実施後(例1) (採血日: 令和8年6月4日)			
群	検査頭数	抗体陽性頭数	抗体陽性率(%)
肥育豚	30	27	90
追加接種実施前(例2) (採血日: 令和8年4月1日)			
区分	検査頭数(頭)	抗体陽性頭数(頭)	抗体陽性率(%)
肥育A豚舎	10	7	70
肥育B豚舎	10	10	100
肥育C豚舎	10	9	90
農場全体	30	26	87
追加接種実施後(例2) (採血日: 令和8年6月4日)			
群	検査頭数	抗体陽性頭数	抗体陽性率(%)
肥育A豚舎	30	27	90
追加接種実施前(例3) (採血日: 令和8年4月1日)			
区分	検査頭数	抗体陽性頭数	抗体陽性率(%)
2月1日接種群	15	10	67
2月8日接種群	15	15	100
農場全体	30	25	83
追加接種実施後(例3) (採血日: 令和8年6月4日)			
群	検査頭数	抗体陽性頭数	抗体陽性率(%)
2月1日接種群	30	27	90
その他			

(新設)



別記様式 5-2-1

別記様式5-2-1			
留意事項31の3の(3)に基づき実施した追加接種報告様式① (抗体陰性の繁殖豚が確認され追加接種を実施した場合)			
			〇〇県
			年 月 日提出
1. 農場概要			
農場名			
住所			
飼養形態	<input type="checkbox"/> 一貫農場	<input type="checkbox"/> 繁殖農場	
農場飼養規模	繁殖豚	:	頭
	肥育豚	:	頭
	その他( )	:	頭
	総飼養頭数	:	頭
初回のワクチン接種日齢	日齢		
2. 追加接種の実施内容			
実施日	年 月 日		
追加接種頭数	頭		
3. 検査結果			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加接種実施前(採血日: 年 月 日) 抗体陰性頭数: 頭</li> <li>・追加接種実施後※(採血日: 年 月 日) 抗体陰性頭数: 頭</li> </ul> <small>※追加接種を行ってもなお抗体陰性だった場合、再度追加接種して差し支えない。その場合、行を追加し、再追加接種の結果についても記載すること。</small>			
その他			

(新設)



別記様式5-3-1

別記様式5-3-1 留意事項31の3の(4)に基づき実施した追加接種報告様式① (繁殖豚の中和抗体価の分布等により実施する追加接種)	
〇〇県 年 月 日 報告	
<b>①農場概要</b>	
農場名	
住所	
飼養形態	<input type="checkbox"/> 一農農場 <input type="checkbox"/> 記養農場 (外部導入した記養豚に追加接種した場合) 導入元農場名： _____ 導入元農場住所： _____ 導入元農場におけるワクチン接種日数： _____ 日数
農場飼養規模	繁殖豚： _____ 頭 記養豚： _____ 頭 総飼養頭数： _____ 頭
<b>②追加接種の実施内容</b>	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
ワクチン接種日数	初回接種： _____ 日数 追加接種： _____ 日数
追加接種対象豚の考え方	
1か月あたりの追加接種対象頭数	頭
繁殖豚の中和抗体価の分布がばらついたり考えられる理由 (他の疾病の発生状況、他疾病のワクチン接種状況などに関連があれば記載すること)	
繁殖豚の中和抗体価の分布改善のために実施している(又はした)対策	
次回報告予定日 (終了する場合はその旨報告)	
<b>③検査結果</b>	
・追加接種実施前(採血日： 年 月 日)	
	検査頭数   抗体陽性頭数   抗体陽性率(%)
繁殖豚	_____   _____   _____
記養豚	_____   _____   _____
・追加接種実施後(採血日： 年 月 日)	
	検査頭数   抗体陽性頭数   抗体陽性率(%)
繁殖豚	_____   _____   _____
記養豚	_____   _____   _____
・繁殖豚の抗体価の分布(記養豚の追加接種前)	
繁殖豚の中和抗体価の分布を示すグラフ	(報告時点) 繁殖豚の中和抗体価の分布を示すグラフ
※留意事項31の3の(4)に基づき追加接種を複数年にわたって実施している場合、追加接種実施前の検査結果は、直近で留意事項31の3の(7)に基づき「追加接種実施後」として報告した結果を記載すること。	
その他	

(新設)

別記様式5-3-2

留意事項31の3の(4)に基づき実施した追加接種報告様式②(追加接種実施「前」の検査結果)

別記様式5-3-2

備考:

①番号	②接種者の氏名	③誕生日 (YYYY/MM/DD)	④接種者のワクチン 接種日 (YYYY/MM/DD)	⑤接種者のワクチン 接種回数 (回)	⑥接種日 (YYYY/MM/DD)	⑦接種者のワクチン 接種回数 (回)	⑧10A結果	⑨10B結果	⑩追加接種結果 (実施した場合は)	⑪追加接種結果 (実施した場合は)	⑫備考	⑬備考 (検査機関が別記様式②を記載)
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

※接種者の年齢は接種日の10A結果又は10Bの結果をそれぞれ記載すること。

(新設)

別記様式5-3-3

留意事項31の3の(4)に基づき実施した追加接種報告様式③(追加接種実施「後」の検査結果)

別記様式5-3-3

備考:

①番号	②接種者の氏名	③誕生日 (YYYY/MM/DD)	④接種者のワクチン 接種日 (YYYY/MM/DD)	⑤接種者のワクチン 接種回数 (回)	⑥接種日 (YYYY/MM/DD)	⑦接種者のワクチン 接種回数 (回)	⑧10A結果	⑨10B結果	⑩追加接種結果 (実施した場合は)	⑪追加接種結果 (実施した場合は)	⑫備考	⑬備考 (検査機関が別記様式③を記載)
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

※接種者の年齢は接種日の10A結果又は10Bの結果をそれぞれ記載すること。

(新設)

別記様式 5 - 4

別記様式 5-4	
留意事項31の3の(5)に基づき実施を予定している追加接種協議様式① (都道府県が必要と認めた豚等に対して追加接種を希望する場合)	
〇〇県	
年 月 日提出	
<b>1. 農場概要</b>	
農場名	
住所	
飼養形態	<input type="checkbox"/> 一貫農場 <input type="checkbox"/> 肥育農場 <input type="checkbox"/> 繁殖農場 <input type="checkbox"/> その他 <small>その他の場合は具体的に記入すること：</small>
農場飼養規模	繁殖豚： 頭
	肥育豚： 頭
	その他( )： 頭
	総飼養頭数： 頭
ワクチン接種日齢	日齢
<b>2. 追加接種の実施内容</b>	
追加接種の実施を必要と認めた理由	
追加接種対象豚群の考え方	
追加接種予定日	年 月 日
追加接種予定頭数	頭
追加接種後の報告予定日	年 月 日
※追加接種計画の詳細がわかる資料を別途添付すること。	

(新設)

## 別記様式12

(別記様式12)

### 殺処分命令書

番 号  
年 月 日

〇〇 〇〇殿

〇〇県知事  
〇〇 〇〇

あなたが所有する（管理する）次の豚等は、豚熱の疑似患者と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第17条第1項第2号の規定に基づき、下記により殺すべき旨を命じる。

なお、殺処分の実施を期限までに行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときには、法第17条第3項の規定に基づき、期限を待たずに家畜防疫員が殺処分を実施する。

豚等の所在する場所

#### 記

1. 殺処分の対象（対象となる豚等の日齢の考え方、頭数等）
2. 殺処分の実施期限
3. 殺処分を行う場所
4. 殺処分の方法（薬殺/電殺/ガス殺）
5. その他

（備考）

1. この指示については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることはできません。
2. この指示により殺処分された豚等については、法第58条第1項の規定により手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

(新設)

## 別記様式12記載例

(別記様式12記載例)

### 殺処分命令書

〇〇衛〇〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇殿

〇〇県知事  
〇〇 〇〇

あなたが所有する（管理する）次の豚等は、豚熱の疑似患者と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第17条第1項第2号の規定に基づき、下記により殺すべき旨を命じる。

なお、殺処分の実施を期限までに行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときには、法第17条第3項の規定に基づき、期限を待たずに家畜防疫員が殺処分を実施する。

豚等の所在する場所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇—〇〇—〇

#### 記

#### 1. 殺処分の対象（対象となる豚等の日齢の考え方、頭数等）

- 〇号畜舎で飼育される〇から〇日齢の豚〇頭
- 防疫措置が完了するまでの間に新たに生まれてくる予定の豚、全頭

#### 2. 殺処分の実施期限

令和〇年〇月〇日（ただし、1（2）の豚については、この限りでなく、出生してから1週間以内に殺処分すること）

#### 3. 殺処分を行う場所

豚等の所在する場所と同一

#### 4. 殺処分の方法（薬殺/電殺/ガス殺）

薬殺、電殺、ガス殺

#### （備考）

- この指示については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることはできません。
- この指示により殺処分された豚等については、法第58条第1項の規定により手当金が交付されます。  
ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

(新設)

附 則

この通知は、令和8年5月19日から施行する。